

評 価 書

平成29年11月13日
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

宮城第一高等学校校舎等改築事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成29年 8月28日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の確定

平成29年 8月29日 宮城県行政評価委員会への諮問

平成29年 8月29日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取
～9月29日

平成29年 9月 1日 同委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成29年11月 1日 同委員会大規模事業評価部会第2回開催

平成29年11月 9日 同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申

平成29年11月13日 県の自己評価の確定、条例第10条の書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会及び同委員会大規模事業評価部会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

答申内容に対する検討結果

【答申記1】

進学拠点校の特色を活かしつつ、学習効果の一層の向上、さらには生徒募集の際の強みの発信につながるよう、共学校として魅力ある学習環境の整備に努めること。

【検討結果1】

進学拠点校の特色を活かしつつ、学習効果の一層の向上が図られる施設整備を行い、共学校として魅力ある学習環境の整備に努めていく。

【答申記2】

工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。

【検討結果2】

施工に当たっては、施工範囲と生徒が日常的に活動する範囲とを明確に区分して生徒等の安全を確保する。また、日常の学習や学校行事も含めて学校の教育活動に支障がないように、学校側と十分に調整する。

事業概要

I 事業の概要

事業の名称	宮城第一高等学校校舎等改築事業												
事業の概要	<p>【概要】 経年による老朽化が著しい宮城第一高等学校の校舎及び屋内運動場を改築するもの。</p> <p>当該校の校舎は、昭和41年から昭和44年に建築されたものである。また屋内運動場は昭和46年の建築である。</p> <p>耐震補強工事及び必要最小限の改修により施設の保全を図ってきたほか、平成20年度の男女共学化に伴いトイレ等を改修したが、大規模な改修は行っていない。</p> <p>校舎及び屋内運動場の老朽化が著しいことから改築を行うものである。</p> <p>＜対象校の現況＞（平成29年5月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：仙台市青葉区八幡一丁目6-2 ・全日制課程 普通科：15学級 理数科：6学級 ・生徒数835名（男女） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1学年</td> <td>281名（7学級）</td> </tr> <tr> <td>2学年</td> <td>278名（7学級）</td> </tr> <tr> <td>3学年</td> <td>276名（7学級）</td> </tr> </table> ・教職員数73名（非常勤講師等を除く。） ・施設の規模 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>校舎</td> <td>8,107㎡（鉄筋コンクリート造）</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>1,968㎡（鉄骨造）</td> </tr> <tr> <td>その他附属棟等</td> <td>1,044㎡</td> </tr> </table> <p>《附属資料1 位置図》 《附属資料2 現況配置図》 《附属資料3 現況写真》 《附属資料4 学校要覧（平成29年度版）》</p> <p>【上位計画との関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城の将来ビジョン（平成28年度改定） <ul style="list-style-type: none"> 第4章 宮城の未来をつくる33の取組 <ul style="list-style-type: none"> 第2節 安心と活力に満ちた地域社会づくり（14の取組） <ul style="list-style-type: none"> 2 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり <ul style="list-style-type: none"> 取組17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり <p>《附属資料5 宮城の将来ビジョン（平成28年度改定）〔一部抜粋〕》</p>	1学年	281名（7学級）	2学年	278名（7学級）	3学年	276名（7学級）	校舎	8,107㎡（鉄筋コンクリート造）	屋内運動場	1,968㎡（鉄骨造）	その他附属棟等	1,044㎡
1学年	281名（7学級）												
2学年	278名（7学級）												
3学年	276名（7学級）												
校舎	8,107㎡（鉄筋コンクリート造）												
屋内運動場	1,968㎡（鉄骨造）												
その他附属棟等	1,044㎡												

- 第2期宮城県教育振興基本計画（平成29年3月）
 - 第4章 施策の展開
 - 2 施策の基本方向
 - 基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり
 - (5) 学校施設・設備の整備充実

《附属資料6 第2期宮城県教育振興基本計画〔一部抜粋〕》

- 「新県立高校将来構想」(平成22年3月)
 - 第3章 今後の県立高校教育の在り方
 - 2 高校教育改革の取組の方向性
 - (4) 教育環境の充実, 学校経営の改善 ー 少子化時代における魅力ある教育環境づくりー
 - ③ 効率的・効果的な施設整備の推進
 - (特色ある教育活動に配慮した整備)

《附属資料7 新県立高校将来構想〔一部抜粋〕》

- 「新県立高校将来構想第3次実施計画」(平成29年2月)
 - 第2章 高校教育改革の取組
 - 4 教育環境の充実・学校経営の改善 ー 安心して学べる魅力ある教育環境づくりー
 - (3) 効率的・効果的な施設整備の推進
 - (校舎改築等の計画的推進)

《附属資料8 新県立高校将来構想第3次実施計画〔一部抜粋〕》

事業計画の背景

【背景】

- 本県においては、教育環境の改善を図るため、建築後40年を目処に、各学校の施設実態を踏まえながら、順次計画的に改築を進めている。
- 学校施設としては、校舎、屋内運動場、同窓会館等が設置されており、これらの施設では日常的に多数の生徒が学校生活を送っているため、常に施設の安全性を確保する必要がある。
- 当該校は、平成20年4月に男女共学校となったが、前身である宮城県第一女子高等学校の施設に、トイレ等の改修を加え、継続して使用している。
- 男女共学化への対応については、他の旧女子校と同様に校舎改築が不可欠であり、当初は平成26年度に事業着手する予定であったが、東日本大震災の災害復旧事業を優先したことにより遅れが生じた。
- 現在の施設は敷地が狭く、テニス部は、美術館敷地や他校グラウンドを借用して活動している。また、サッカー部は他校グラウンドや近隣小学校、市営グラウンドを借用して部活動を実施しているものの、常時使用できる練習場所が確保できない。
- 男子生徒から要望の多い野球部活動は、練習場所が確保できない

	<p>め、部を開設できていない。</p> <p>○ このため、平成28年度に取得した税務大学校仙台研修所跡地を、今後、第2グラウンドとして整備する計画としており、狹隘化解消に向けた対策を進めている。また、今回の改築事業では、校庭グラウンドを再整備することにより、野球を含めた運動部の練習が可能な広さを確保する計画である。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>○ 老朽化の著しい校舎の改築により、施設の利便性、生徒・教職員等の安全性が確保される。</p> <p>○ 共学校としての施設環境を改善することで、男女いずれの生徒にも魅力的な学習環境が整備される。</p> <p>○ 当該校は平成20年度より単位制を導入し、習熟度別授業・少人数授業を展開するなど独自の取組を行っている。改築に伴い、この特色がより活かされる環境を整備することで、学習効果が向上するとともに、生徒募集の強みがさらに発揮され、進学拠点校としての位置付けがこれまで以上に強化されることが期待される。</p>
<p>これまでの取組状況</p>	<p>平成18年 耐震補強工事の実施</p> <p>平成20年 男女共学化対応及び耐震補強工事の実施 男女共学化・宮城第一高等学校に名称変更・単位制移行 美術館敷地を借用しテニスコートを整備（共学化による狹隘対策）</p> <p>平成22年 新県立高校将来構想策定（計画期間平成23～32年度）</p> <p>平成24年 災害復旧工事（東日本大震災）</p> <p>平成26年 宮城野高校グラウンドを借用することについて覚書締結（共学化による狹隘対策）</p> <p>平成28年 第2グラウンド用地取得（共学化による狹隘対策）</p>
<p>今後のスケジュール</p>	<p>平成29年度 大規模事業評価</p> <p>平成30年度 プロポーザル方式による設計事業者選定</p> <p>平成30年度～平成32年度 基本・実施設計、地質調査等</p> <p>平成31年度 仮設校舎設計・工事</p> <p>平成32年度 校舎解体工事</p> <p>平成33年度～平成35年度 校舎等改築工事</p> <p>平成36年度 外構・グラウンド整備工事 仮設校舎・屋内運動場解体工事</p> <p>供用開始予定 平成36年4月</p>

II 事業内容

用地関係	予 定 地	仙台市青葉区八幡一丁目6-2
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> ・未 造成面積 - m ² <input checked="" type="checkbox"/> 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・()
	敷 地 面 積	29,971 m ²
	規 制 の 状 況	規制区域 - 用途 第二種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% その他 第2種高度地区・準防火地域
建設関係	事 業 規 模	延べ床面積 校舎 8,122 m ² 屋内運動場 1,968 m ² その他附属棟等 1,044 m ² 構造 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造ほか 整備される主な施設 校舎, 屋内運動場, その他附属棟等

III 事業費

建設費	A	調査費	15百万円
		設計費	200百万円
		工事費 (工事監理費・需用費等を含む)	7,531百万円
		その他 (用地費, 負担金等)	0百万円
		合 計	7,746百万円
		【財源内訳】	
		県債	6,971百万円
		一般財源	775百万円
		合 計	7,746百万円

維持管理費	B	40年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を平成36年～平成75年の40年間と想定〉	
		人的経費	524百万円
		修繕・補修関係経費	1,391百万円
		運営・管理経費	1,770百万円
		合 計	3,685百万円
		【財源内訳】	
		県債（大規模修繕分）	1,095百万円
		一般財源	2,590百万円
		合 計	3,685百万円
合計	A+B		11,431百万円

評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

【当該施設の想定される利用者、ニーズ】

- 当該校舎の老朽化は著しく、今後の生徒、教職員等の安全・安心の確保のためには改築が必要である。
- 当該校は、普通科及び理数科を設置する全日制課程の単位制高校であり、習熟度別授業・少人数授業を展開するなど独自の取組を行い、進学拠点校として魅力的な高校づくりに努めている。これらの特色が活かされる施設整備による学習効果の向上、及び共学化に対応し生徒の学習意欲に応える環境を整備するため、必要な事業である。
- 少子化の影響により県全体での生徒数は減少傾向にあるが、生徒数の減少に対しては、当面、学級減で対応していくことが可能である。
- 交通の利便性に優れ、教育施設等にも近接するなど、地理的に優れた立地であり、また、設立から100年以上の歴史を持つ伝統校という点からも、当該校を存続させる意味合いは非常に大きいものと考えられる。

《附属資料11 本県の中学校卒業生数の推移・将来予測》

【現施設の状況（施設の規模、利用状況、耐用年数）】（平成29年5月1日現在）

- ・施設規模
 - 校舎：8, 107㎡（鉄筋コンクリート造／築48～50年）
 - 屋内運動場：1, 968㎡（鉄骨造／築46年）
 - その他附属棟等：1, 044㎡
（その他、渡り廊下棟等）
 - ・利用状況
 - 生徒数835名（男女）
 - 職員数73名（非常勤講師等を除く。）
 - ・耐用年数
 - 鉄筋コンクリート造（学校用）：47年
 - 鉄骨造（体育館用）：34年
 - コンクリートブロック造（その他）：34年
 - 木造（その他）：15年
- （「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）」別表より）

《附属資料12 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一〔一部抜粋〕》

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。（第2号関係）

- 県立高等学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき県が設置・管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。
- 学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので、一定の要件を満たす全ての県民が対象となり、また、便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。(第3号関係)

【老朽化に伴う早急な改築の必要性】

- 県立高等学校については、建築後40年を目処に、各学校の施設実態を踏まえながら計画的に改築を行うこととしている。現在の校舎は昭和41年から44年に建築されたもので、建築後48～50年が経過しており、既に目安となる40年を超過し、著しい老朽化が生じている。また、築年数が鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数47年を超過している施設もあり、この観点からも早急な改築が求められるものである。

4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

【PPP・PFI事業の導入について】

以下の理由から、PFI導入による財政面及びサービス面でのメリットが見出しにくいことから従来方式による実施が総合的に妥当であると判断した。

- VFM (Value For Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合)が見込まれないこと。
- 民間の創意工夫を発揮する余地が大きい運営業務について、学校教育法(第62条。第37条第4項の準用規定)で校務は専ら教職員が行うこととされているため、民間が担える範囲が限定的であること。
- 食堂運営や警備業務に関しては、既に入札により民間委託されており、費用の適正化が図られていること。

PPP・PFI導入調整会議等での検討結果

平成29年8月7日に開催したPPP・PFI導入調整会議における検討の結果、当該事業については、従来方式による実施が適当と判断した。

《附属資料13 PPP・PFI検討調書》

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

【現在地(学校敷地内)に建替えることについて】

- 以下の理由から、現在地(学校敷地内)に建替えることが適切と判断する。
 - ① 現在地において、改築に必要な面積が確保されていること。
 - ② 当該敷地は県有地であり、用地取得等の新たな財政負担が生じないこと。
 - ③ 仙台市営地下鉄国際センター駅から徒歩での所要時間が約15分であり、公共交通機関の便が良いこと。
 - ④ 仙台市中心の市街地に位置し、近隣には宮城県美術館、小中学校、高等学校、東北大学等の公共・教育施設が立地しており、教育に恵まれた環境にあること。

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

- 改築により施設強度の向上、バリアフリー化等が推進され、生徒・教職員等の安全・安心が確保される。
- 当该校は平成20年度から単位制を導入し、習熟度別授業・少人数授業を展開するなど独自の取組を行っている。この取組に対応した施設を整備することにより学校の魅力が高まり、生徒募集の強みがさらに発揮され、進学拠点校としての位置付けがこれまで以上に強化されることが期待される。
- 改築による新しい施設設備が整備されることにより、学校としての魅力や生徒の学習意欲の向上につながる。
- 共学校としての施設環境の改善により、男女いずれの生徒にも魅力的な学習環境が整備されることで、生徒募集時の競争力が高まる。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- 現在地での建替えであり、基本的に土地の形状変更を伴うものではないことから、周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられるが、事業実施に当たっては、宮城県環境基本計画及び宮城県環境保全率先実行計画に則り、周辺環境、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うものとし、建設や解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。

《附属資料14 宮城県環境基本計画【概要版】》

《附属資料15 宮城県環境保全率先実行計画(第5期)【一部抜粋】》

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】

- 現在のところ想定されるリスクはない。

【災害に関するリスク】

- 新耐震基準により建築されることから、地震災害に対する耐震性能が確保される。供用開始までの期間は、既存校舎または仮設校舎の維持・保全に万全を期すとともに、災害時に備えた避難訓練等を継続して実施するなど、生徒・教職員の意識を高め、対応していく。

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲)	A	調査費	15百万円
		設計費	200百万円
		工事費(工事監理費・需用費等を含む)	7,531百万円
		その他(用地費,負担金等)	0百万円
		合計	7,746百万円
		【財源内訳】	
		県債	6,971百万円
		一般財源	775百万円

	合 計	7, 7 4 6 百万円
維持管理費 (再掲)	B	<p>40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を平成36年～平成75年の40年間と想定)</p> <p>人的経費 5 2 4 百万円 修繕・補修関係経費 1, 3 9 1 百万円 運営・管理経費 1, 7 7 0 百万円</p> <p>合 計 3, 6 8 5 百万円</p>
		<p>【財源内訳】</p> <p>県債(大規模修繕分) 1, 0 9 5 百万円 一般財源 2, 5 9 0 百万円</p> <p>合 計 3, 6 8 5 百万円</p>
合計 (再掲)	A + B	1 1, 4 3 1 百万円
投入職員数		<p>○ 平成30年度～平成32年度(校舎設計等) 延べ120人(2人×2.5日×24月) ・教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び設計事務所等との打合せを月に2～3日実施。</p> <p>○ 平成31年度～平成32年度(仮設校舎設計・工事, 校舎解体等) 延べ120人(2人×2.5日×24月) ・教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び請負業者等との打合せを月に2～3回実施。</p> <p>○ 平成33年度～平成35年度(校舎改築等) 延べ105人(2人×2.5日×21月) ・教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び請負業者等との打合せを月に2～3回実施。</p> <p>○ 平成31年度～平成32年度(外構・グラウンド整備, 仮設校舎解体等) 延べ60人(2人×2.5日×12月) ・教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3回実施。</p>
関連事業費		

以上のおり, 宮城第一高等学校校舎等改築事業について県が評価を行った結果, 事業の実施は適切と判断した。



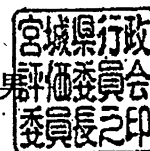
宮行評委第8号
平成29年11月9日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長

堀切川 一 男



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部

部会長

奥村



「南部地区職業教育拠点校整備事業」及び「宮城第一高等学校校舎等改築事業」に係る大規模事業評価について（答申）

平成29年8月29日付け復政第38号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙1)

南部地区職業教育拠点校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 地域に根ざした魅力ある職業教育拠点校の特色を発揮できるよう、農業系学科、商業系学科に加え、商品の企画開発や宣伝広告のデザインなどを学ぶ、県内初のデザイン系学科について、教育内容や連携の在り方等を十分に検討すること。
- 2 工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。
- 3 白石川の氾濫等の災害に備え、防災対策を十分に検討すること。

(別紙2)

宮城第一高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 進学拠点校の特色を活かしつつ、学習効果の一層の向上、さらには生徒募集の際の強みの発信につながるよう、共学校として魅力ある学習環境の整備に努めること。
- 2 工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。

